

平成 28 年度 アルコール問題関係者研修開催要項

1 研修趣旨

アルコール健康障害は、本人の健康の問題のみならず、家族への深刻な影響や、飲酒運転、暴力、虐待、自殺などの様々な問題にも密接に関連します。アルコールの問題があるとわかっているにもかかわらずどう対応したらよいかわからない、あるいは問題の根底にアルコールの問題があることを見過ごしている場合もあります。アルコール問題に関わる関係機関職員を対象に、アルコール問題に関する知識を深め、相談技術の向上を図るとともに、ネットワークづくりを目指す目的で開催します。

2 対象

アルコール問題に関わる下記の市域関係機関職員

①保健所

②本市関係機関

区役所民生子ども課保護係、支所区民福祉課、児童福祉センター、西部児童相談所、健康福祉局各課（障害企画課、障害者支援課、保護課、地域ケア推進課）、子ども青少年局青少年家庭課

③障害者基幹相談支援センター

④名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター

⑤いきいき支援センター

⑥区社会福祉協議会

⑦障害福祉サービス事業所

⑧その他アルコール関連の相談・援助に関わる関係機関

3 日時

第 1 回 平成 28 年 12 月 5 日（月）午後 2 時～5 時

第 2 回 平成 28 年 12 月 9 日（金）午後 2 時～5 時

第 3 回 平成 28 年 12 月 19 日（月）午後 2 時～5 時

第 4 回 平成 28 年 12 月 21 日（水）午後 2 時～5 時

4 講師 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曾根 精神保健福祉士 石上 里美 様

5 内容

講義「アルコール問題への関わり方について」

グループワーク

4 回とも講義は同一の内容です。いずれか 1 回にご参加下さい。

グループワークにつきましては、第 1 回と第 2 回はアルコール依存症者の事例、第 3 回と第 4 回は特に高齢者の事例を取り上げる予定です。

6 会場

名古屋市精神保健福祉センター 研修室

所在地 名古屋市中村区名楽町 4 丁目 7 番地の 18（裏面参照）

TEL：052-483-2095 FAX：052-483-2029

E-mail：a4832095@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

7 定員 各回 50 名

- 8 申込み方法 参加申込書に必要事項を記入の上、FAX または郵送で精神保健福祉センターに申し込んで下さい。

申込み締切：平成 28 年 11 月 18 日（金）

※平成 28 年 11 月 18 日（金）までに FAX または郵送で申し込んでください。

受講希望者が定員を超えた場合は、各所属の人数制限をすることがあります。

参加の可否、及びご参加いただく日程が決定しましたら、11 月 25 日（金）までに、各所属あてに参加申込書（及び決定通知書）を FAX してお知らせします。

- 9 問合せ先 名古屋市精神保健福祉センター 管理係

担当：辻井、木村

〒453-0024 名古屋市中村区名楽町 4 丁目 7 番地の 18

TEL052-483-2095/FAX052-483-2029



- 交通機関
- 地下鉄
東山線「中村日赤」下車、徒歩約10分
 - 市バス
「中村保健所南」下車、徒歩約4分
「大宮町」下車、徒歩約7分
 - 名鉄バス
「中村保健所南」下車、徒歩約4分
 - ◆公共交通機関をご利用くださるようお願いします。